

倒産防止共済の改正

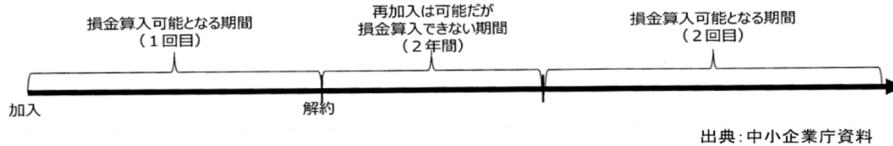
令和6年度税制改正大綱（令和5年12月22日閣議決定）（抜粋）

○特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例における独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う中小企業倒産防止共済事業に係る措置について、中小企業倒産防止共済法の共済契約の解除があった後同法の共済契約を締結した場合は、その解除の日から同日以後2年を経過する日までの間に支出する当該共済契約に係る掛金については、本特例の適用ができないこととする（所得税についても同様とする。）。

（注）上記の改正は、令和6年10月1日以後の共済契約の解除について適用する。

（出所）令和6年度税制改正大綱
https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2024/20231222taikou.pdf

（参考：改正イメージ）



出典：中小企業庁資料

2024/05月号

倒産防止共済の解約後即再契約は不可に

実質はただの節税商品

今月は2024年度税制改正第5弾、倒産防止共済の改正について解説します。

世間的には話題にはなっていないでしょうが、一部の経営者等では大人気商品の倒産防止共済（セーフティ共済）について少し細かい改正が入りました。倒産防止共済とは、掛金月額5000円～20万円まで増額減額自由、**総額800万円まで積み立て**ことができ、**掛金が法人であれば損金、個人であれば必要経費に算入される（不動産所得は不可）**ことから、実態としては節税商品として使われていることが多い共済（＝保険みたいなもの）です。**40か月積み立てれば満額返ってきます。解約返戻金は所得になりますが、返戻金は下がりません**ので解約時期は自由に選べます（2017/9号、2021/6号参照）。

この共済について**2024/10以降の解約から即再契約した場合の掛金を経費計上できないこととされました。**

そもそも短期間解約は×

これは、解約金が所得になってしまふため、すぐに再契約して掛金を払うことによりその所得を圧縮する、という行為を防止するために行われた改正です。ただ、そもそも冷静に考えると圧縮できるのは再契約分の掛金だけですので、期首から入り直しても約2年分の480万円分（前払込）にしかなりませんから、解約金を満額の800万円とした場合320万円分は一気に所得が生じてしまします。基本的には節税額は年間所得240万円分で、所得は多ければ多いほど実行税率も上がることから、トータルでは損をすることになるはずです。

少々数字が多い解説になってしまましたが、ともかく**解約は廃業時等まで粘るべきですぐに解約するのであれば加入は勧めいません**。節税保険と同じで無駄に手間が掛かるだけ、むしろ若干損をする可能性が高いです。おそらく取扱団体の中小企業基盤整備機構も手続きの手間が掛かるのが嫌だったというのが改正の理由だと思っています（笑）

今月のコメント

我がマンUの今期が終了しました。結果はファーガソン退任後最悪のリーグ戦8位に終わり期待が膨らんでいただけに苦しいシーズンでしたが、最後にFAカップを優勝することができたので、リーグ戦で取り逃したヨーロッパの大会も確保でき何とか来年に繋がるシーズンになりました。孤軍奮闘だったブルーノが優勝杯を掲げたシーンでは胸が熱くなりました。放出という噂も出ていますが、アディーという最高の若手もアカデミーから出てきました。テンハグについても解任の噂もあり判断の難しいところですが個人的にはスペシャルではないが優秀な監督という評価で、めぼしい監督もない状況でコロコロ監督を変えるべきではないと思っております。新オーナーのラドクリフ卿の腕の見せ所です。放出候補としてはラッシュフォードやカゼミーロ、エリクセンといったところでしょうか。CBの補強は必須ですが資金は限られていますので怪我人さえいなければ現有戦力でも十分優勝争いができるのではないかと思います。いずれにしても来年すぐに結果が出る訳ではないのでじっくりテンハグの3期目に期待したいところです。とりあえずアマゾンプライムの99という黄金期のドキュメンタリーでも見て気をまぎらします（笑）

税理士 岡本勲

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-10-15 エキスパートオフィス渋谷9階

Email : okamoto@toeitax.co.jp

東栄税理士法人